

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天草市は、熊本県南西部に位置し、周囲を美しい海に囲まれた天草諸島の中で、天草上島の一部や天草下島、御所浦島などで構成されている。地形はそのほとんどが山岳・丘陵地で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが整備されている。

人口は、71,766人（令和7年1月末現在）であり、減少傾向にある。県平均と比較すると生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い。経年的にみても少子高齢化の進行が顕著である。

産業は、温暖な気候を生かした農業や、豊かな水産資源を生かした漁業を中心に発展してきた。また、国立公園に指定された自然景観、南蛮文化や世界遺産登録間近のキリシタンの遺産・歴史など、多くの観光資源にも恵まれている。

しかしながら、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに、人手不足・後継者不足などの課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

今後、各地域で人材獲得競争が激しくなる中で、天草市が選ばれる地域となるために、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援し、市内中小企業の生産性向上により人手不足などに対応した事業基盤を構築することが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、天草地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年平均10件（累計20件）程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

天草市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が天草市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

天草市の産業は、拠点市街地、臨海エリア、山間部と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、天草市全域とする。

(2) 対象業種・事業

天草市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が天草市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新技術・新商品の開発、自動化の推進、AIやIoTなどの最先端技術の活用やIT導入による業務効率化、省エネルギーの推進、海外市場などを見据えた連携など、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うものについては、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながることで、または、今後予想される人員不足や技術承継等の経営課題にあらかじめ対応するものであるなど、中長期的な雇用の安定に配慮すること。

(3) 公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、

先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮すること。

- (4) 市税滞納者及び市税未申告者に係る先端設備等導入計画は、認定の対象としない。